

## 京北地域活性化支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「京都市・京北町合併建設計画」の基本方針に則り、同計画に掲げるまちづくりの目標を達成するために、京北地域の住民が主体となって実施する「魅力あふれるまちづくり」「活力あふれるまちづくり」を目的とした取組に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象)

第2条 助成金の交付の対象者は、地方自治法第260条の2の規定により認可を受けた地縁による団体（以下「団体」という。）とする。

2 助成金は、団体が京北地域において行う次の各号に掲げる事業に要する経費のうち、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 京北地域内又は京北地域と他地域間の住民交流事業
- (2) 京北地域の人口増加に繋がる事業
- (3) 京北地域の魅力を発信する事業
- (4) その他京北地域の活性化に資する事業

3 前条各号に掲げる事業に要する経費のうち、公民館等の施設の光熱水費は助成金の交付対象外とする。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、前条の規定に基づく交付対象経費の範囲内において、8,000,000円を限度とする。

### (交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、京北地域活性化支援事業助成金交付申請書（第1号様式）によって、事業開始日の属する年度の5月末までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 京北地域活性化支援事業計画書（第2号様式）
- (2) 京北地域活性化支援事業予算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定及び標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから30日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

2 条例第10条の規定による交付の決定は、京北地域活性化支援事業助成金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付の決定は、京北地域活性化支援事業助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、団体に通知する。

(変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号に規定する内容又は経費の配分の変更に係る市長の承認の申請は、京北地域活性化支援事業変更承認申請書(第6号様式)により行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 助成目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
- (2) 助成目的の変更をもたらすものでなく、かつ、団体の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より能率的な助成目的達成に資するものと考えられる場合
- (3) 助成目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

3 条例第11条第1項第2号による助成事業の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、京北地域活性化支援事業中止・廃止承認申請書(第7号様式)により行うものとする。

(事業完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、速やかに京北地域活性化支援事業完了届(第8号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 京北地域活性化支援事業収支決算書(第9号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第8条 条例第19条の規定による決定は、京北地域活性化支援事業助成金交付額決定通知書(第10号様式)により団体に通知し、交付する。

(助成金の概算払)

第9条 条例第21条第2項の規定に基づき、助成事業の完了前に、助成金の交付予定額の10分の9以内の額について概算払をすることがある。

2 団体は、前項の規定による助成金の概算払を受けようとするときは、第4条の規定による京北地域活性化支援事業助成金交付申請書(第1号様式)においてその旨を市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は文化市民局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。





(第3号様式)

(あて先) 京都市長

所在地

名称

代表者



京北地域活性化支援事業助成金交付事業予算書

収入の部	科目	予算額 (円)	内容
	計		

支出の部	科目	予算額 (円)	内容
	計		

京北地域活性化支援事業助成金交付決定通知書

	平成 年 月 日
〇 〇 〇 〇 様	京都市長 〇 〇 〇 〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった京北地域活性化支援事業助成金については、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

助成金交付予定額	〇〇〇, 〇〇〇円
交付の条件	(1) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、完了届を提出してください。 (2) 助成金交付の目的に反した場合には、助成金の取消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した助成金の返還を命じることがあります。 (3) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第27条に基づき、立入検査又は質問をすることがあります。

(第5号様式)

京都市指令〇〇〇第〇〇号

京北地域活性化支援事業助成金不交付決定通知書

	平成 年 月 日
〇 〇 〇 〇 様	京都市長 〇 〇 〇 〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった京北地域活性化支援事業助成金については、下記のとおり交付しないことを決定したので、通知します。

記

助成金交付申請額	〇〇〇, 〇〇〇円
不交付の理由	

(第6号様式)

京北地域活性化支援事業変更承認申請書

(あて先) 京 都 市 長	平成 年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者の氏名  印  電話 (075) -

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により助成事業の（内容の変更，経費の配分の変更）について，承認を申請します。

事 業 名	
内 容 の 変 更	
経 費 の 配 分 の 変 更	

(第7号様式)

京北地域活性化支援事業中止・廃止承認申請書

(あて先) 京 都 市 長	平成 年 月 日
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者の氏名  印  電話 (075) -

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条の規定により助成事業の (中止, 廃止) について, 承認を申請します。

事 業 名	
理 由	



(第9号様式)

(あて先) 京都市長

所在地

名 称

代表者



京北地域活性化支援事業収支決算書

収 入 の 部	科 目	予算額 (円)	内 容
	計		

支 出 の 部	科 目	予算額 (円)	内 容
	計		

京北地域活性化支援事業助成金交付額決定通知書

	平成 年 月 日
〇 〇 〇 〇 様	京都市長 〇 〇 〇 〇

平成〇年〇月〇日付け、京都市指令〇〇〇第〇〇号をもって交付決定した京北地域活性化支援事業助成金については、下記のとおり交付額を確定したので、通知します。

記

事業名	〇〇〇〇〇〇
交付額	△△△, △△△円（概算払〇〇〇, 〇〇〇円, 精算払〇〇〇, 〇〇〇円）